

○八千代市都市公園条例施行規則

昭和47年12月15日

規則第44号

改正 昭和49年10月1日規則第56号

昭和51年3月31日規則第8号

平成7年2月27日規則第1号

平成11年9月30日規則第41号

平成17年3月4日規則第1号

平成18年1月10日規則第1号

平成23年3月25日規則第15号

平成23年3月30日規則第17号

平成25年3月26日規則第19号

平成26年6月17日規則第23号

平成26年9月30日規則第28号

平成28年3月11日規則第6号

平成29年2月10日規則第3号

平成29年9月29日規則第33号

平成30年6月29日規則第21号

平成30年7月31日規則第24号

令和2年6月18日規則第15号

令和3年10月1日規則第36号

令和4年3月25日規則第24号

(目的)

第1条 この規則は、八千代市都市公園条例（昭和43年八千代市条例第19号。以下「条例」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(許可申請)

第2条 条例第3条第2項の規定に基づき都市公園内における行為の許可を受けようとする者は、都市公園内行為許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(施設の設置、管理及び占用許可申請)

第3条 公園内に施設を設置しようとする者は、都市公園施設設置許可申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 公園内の施設を管理しようとするものは、都市公園施設管理許可申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

3 公園内の施設を占用しようとする者は、都市公園施設占用許可申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（平18規則1・一部改正）

（許可変更申請）

第4条 第2条に基づき許可を受けた者が、その許可事項を変更しようとするときは、条例第3条第3項の規定に基づき、都市公園内許可事項変更許可申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条に基づき許可を受けた者が許可事項を変更しようとするときは、都市公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書（第6号様式）を提出しなければならない。

（図書の添付）

第5条 前3条に規定する許可及び許可変更許可を受けようとする者は、当該許可申請の関係図面及び書類（以下「関係図書」という。）を添付しなければならない。

2 前項の関係図書は次に掲げる事項に従い提出しなければならない。

(1) 第3条第1項に定める都市公園設置許可申請書には次に掲げる関係図書

ア 設計書及び仕様書

イ 位置図、平面図、立面図、断面図、構造図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

ウ 施設設置経費概算書

エ 事業計画書及び収支概算書

オ 供用及び管理に関する計画書

カ 申請者が法人の場合は定款、寄附行為又は規約、登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定を証する書類

キ 法人格のない団体にあつては当該団体規約の写並びに許可申請に関する意思決定を証する書類

(2) 第3条第2項に定める都市公園管理許可書には、前号に掲げるエからキまでの関係図書

(3) 第3条第3項に定める都市公園施設占用許可申請書には、前号アに掲げる関係図書

(4) 第4条に定める、都市公園内許可事項変更許可申請書及び都市公園施設（管理）許可事項変更許可申請書には、当該変更事項を記載した関係図書

(平17規則1・一部改正)

(許可書の交付)

第6条 第2条ないし第4条に基づき許可申請があった場合は、市長は許可書(第7号様式)を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、占用の許可については、都市公園占用許可の表示(第8号様式)を交付する。

(許可書の表示)

第7条 許可書は、常に携帯し、関係職員から求められた場合は、これを提示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、占用許可の表示にあつては、当該占用に係る物件の見易い場所に掲示しなければならない。ただし、掲示しないことにつき市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第8条 条例第6条の5の規則で定める申請書は、八千代市指定管理公園指定管理者指定申請書(第9号様式)とする。

2 条例第6条の5第1号の市長が必要と認める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書面
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書面
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書面
- (5) 指定管理公園の管理に係る収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書面

(平18規則1・追加、平29規則33・一部改正)

(指定等の通知)

第9条 市長は、条例第6条の6の規定による指定をしたときは、八千代市指定管理公園指定管理者指定通知書(第10号様式)により指定されたものに通知するものとする。

2 市長は、条例第6条の6の規定による指定をしなかったときは、八千代市指定管理公園指定管理者不指定通知書(第11号様式)により指定されなかったものに通知するものとする。

(平18規則1・追加, 平29規則33・一部改正)

(有料公園施設の使用許可の申請)

第10条 有料公園施設を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、有料公園施設を個人で使用しようとするときは、この限りでない。

- (1) 市民体育館 八千代市市民体育館使用許可申請書 (第12号様式)
- (2) 小体育館 八千代市小体育館使用許可申請書 (第13号様式)
- (3) 野球場 八千代市野球場使用許可申請書 (第14号様式)
- (4) 庭球場 八千代市庭球場使用許可申請書 (第15号様式)
- (5) 多目的広場夜間照明施設 八千代市多目的広場夜間照明施設使用許可申請書 (第15号様式の2)

2 前項の規定による申請書の提出期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市内の小学校、中学校、義務教育学校又は体育団体が競技会に使用するときその他指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市民体育館及び小体育館 ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める期間

ア スポーツ又はレクリエーションに使用する場合 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の3か月前の月の11日(この日が休業日に当たるときは、その翌日以後の最初の休業日でない日)から使用日まで

イ ア以外に使用する場合 使用日の属する月の1か月前の月の初日(この日が休業日に当たるときは、その翌日以後の最初の休業日でない日)から使用日まで

- (2) 野球場、庭球場及び多目的広場夜間照明施設 使用日

(平18規則1・追加, 平23規則15・平23規則17・平25規則19・平26規則23・平29規則3・令4規則24・一部改正)

(有料公園施設の使用許可)

第11条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可書を当該申請をした者に交付するものとする。

- (1) 市民体育館 八千代市市民体育館使用許可書 (第16号様式)
- (2) 小体育館 八千代市小体育館使用許可書 (第17号様式)
- (3) 野球場 八千代市野球場使用許可書 (第18号様式)
- (4) 庭球場 八千代市庭球場使用許可書 (第19号様式)

(5) 多目的広場夜間照明施設 八千代市多目的広場夜間照明施設使用許可書（第19号様式の2）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、有料公園施設を個人で使用することを許可したときは、八千代市市民体育館個人使用券（第20号様式）、八千代市勝田台中央公園小体育館個人使用券（第21号様式）又は八千代市八千代台近隣公園小体育館個人使用券（第22号様式）を交付するものとする。

（平18規則1・追加，平23規則15・平25規則19・平29規則3・一部改正）

（有料公園施設の使用許可の変更又は取消し）

第12条 有料公園施設の使用の許可を受けた者が、当該許可を受けた内容の変更又は取消しをしようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に申し出なければならない。

（平18規則1・追加）

（遵守事項）

第13条 有料公園施設を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設及び附帯設備を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

（平18規則1・追加）

（公示の場所）

第14条 条例第10条の3第1項第1号の規則で定める場所は、市役所、支所及び連絡所の掲示場とする。

（平18規則1・追加）

（保管工作物等一覧簿）

第15条 条例第10条の3第2項の規則で定める様式は、保管工作物等一覧簿（第23号様式）とし、同項の規則で定める場所は、都市公園管理担当課とする。

（平18規則1・追加，平23規則15・一部改正）

（工作物等の売却の手続）

第16条 条例第10条の5第2項の工作物等の売却の手続は、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）の例による。

(平18規則 1・追加)

(工作物等の受領書)

第17条 条例第10条の6の規則で定める様式は、受領書(第24号様式)とする。

(平18規則 1・追加, 平23規則15・一部改正)

(使用料等の減免)

第18条 条例第13条に規定する市長が必要と認める場合は次に掲げるとおりとし、その使用料等の全部を免除するものとする。

- (1) 教育上の目的により、生徒、児童等が利用する場合
- (2) 公益を増進すると認められる場合
- (3) 運動施設(勝田台第2公園及び勝田台第7公園内テニスコート)を使用する場合

(昭51規則 8・一部改正, 平18規則 1・旧第8条繰下・一部改正, 令2規則15・一部改正)

(使用料等の還付)

第19条 使用料等の還付を受けようとする者は、八千代市都市公園使用料等還付申請書(第25号様式)に使用料等を納付したことを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(令2規則15・追加)

(市長が管理する場合の特例)

第20条 条例第6条の14第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に次の各号に掲げる業務のいずれかが含まれるときにおいては、当該業務に係る第10条から第12条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

- (1) 第10条第1項に規定する申請書の受付
- (2) 第11条第1項に規定する許可書の交付
- (3) 第11条第2項に規定する個人使用券の交付
- (4) 第12条に規定する使用許可の変更及び取消しの申出の受付

2 条例第6条の14第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に前項第1号に掲げる業務が含まれているときにおいては、市長が当該業務を行うこととなった日において現に第10条第1項の規定により指定管理者に対して行っている申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第10条第1項の規定により市長に対して行っている申請とみなす。

- 3 条例第6条の14第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第1項の規定により読み替えて適用する第10条第1項の規定により市長に対して行っている申請は、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行っている申請とみなす。

(平26規則28・追加，令2規則15・旧第19条繰下)

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平18規則1・旧第9条繰下，平26規則28・旧第19条繰下，令2規則15・旧第20条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年規則第56号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則により定められた様式について、従前、使用していた様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (昭和51年規則第8号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成17年規則第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成18年規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第2項第1号アの規定は、平成23年7月1日以後の日を市民体育館の使用日とする申請を行う場合について適用し、同年6月30日以前の日を市民体育館の使用日とする申請を行う場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第10条第2項第3号の規定は、平成23年5月1日以後の日を野球場及び庭球場の使用日とする申請を行う場合について適用し、同年4月30日以前の日を野球場及び庭球場の使用日とする申請を行う場合については、なお従前の例による。

附 則（平成25年規則第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第2項第1号アの規定は、平成26年10月1日以後の日を市民体育館及び小体育館の使用日とする申請を行う場合について適用し、同年9月30日以前の日を市民体育館及び小体育館の使用日とする申請については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成29年規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第33号）

改正 平成30年6月29日規則第21号

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第20号様式から第22号様式までの改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（平30規則21・一部改正）

附 則（平成30年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和3年規則第36号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和4年規則第24号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条)

都市公園内行為許可申請書									
								年 月 日	
(宛先) 八千代市長									
								住所又は所在地 団体名 申請者 氏 名 電話番号	
八千代市都市公園条例第3条第2項の規定により、次のとおり関係図書を添えて、都市公園内における行為の許可を申請します。									
行為の目的									
行為の期間									
行為する都市公園名									
行為の位置又は公園施設									
行為の内容									
公園の復旧方法									
その他									
使用料									
許 可 決 議					受 付 欄				
部 長	次 長	課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当	年 月 日	起 案	合 議
							年 月 日	決 裁	
							年 月 日	施 行	
備 考									

第2号様式(第3条第1項)

都市公園施設設置許可申請書									
								年 月 日	
(宛先) 八千代市長									
住所又は所在地									
申請者 団体名									
氏 名									
電話番号									
八千代市都市公園条例第7条第1項第1号の規定により、次のとおり関係図書を添えて、都市公園施設設置の許可を申請します。									
設 置 の 目 的									
設 置 の 期 間									
設 置 の 場 所									
公園施設の構造									
公園施設の管理の方法									
工事実施の方法									
工事の着手及び完了の時期									
公園の復旧方法									
そ の 他									
使 用 料									
許 可 決 議					受 付 欄				
部 長	次 長	課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当	年 月 日	起案	合 議
							年 月 日	決裁	
							年 月 日	施行	
備 考									

第3号様式(第3条第2項)

都市公園施設管理許可申請書									
								年 月 日	
(宛先) 八千代市長									
								住所又は所在地	
								申請者 団体名	
								氏 名	
								電話番号	
八千代市都市公園条例第7条第1項第2号の規定により、次のとおり関係図書を添えて、 都市公園施設管理の許可を申請します。									
管 理 の 目 的									
管 理 の 期 間									
公 園 施 設 の 所 在 地									
公 園 施 設 の 名 称									
管 理 の 方 法									
そ の 他									
使 用 料									
許 可 決 議				受 付 欄					
部 長	次 長	課 長	補 佐	副 主 幹	主 査	担 当	年 月 日	起 案	合 議
							年 月 日	決 裁	
							年 月 日	施 行	
備 考									

第4号様式(第3条第3項)

都市公園占用許可申請書										
								年 月 日		
(宛先) 八千代市長										
住所又は所在地										
申請者 団体名										
氏 名										
電話番号										
八千代市都市公園条例第7条第2項の規定により、次のとおり関係図書を添えて、都市公園占用の許可を申請します。										
占 用 の 目 的										
占 用 の 期 間										
占 用 の 場 所										
占用物件の構造										
占用物件の 管 理 方 法										
工事実施方法										
工事実施期間										
公園の復旧方法										
そ の 他										
占 用 料										
許 可 決 議					受 付 欄					
部 長	次 長	課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当	年 月 日	起案	合 議	
							年 月 日	決裁		
							年 月 日	施行		
備 考										

第5号様式(第4条第1項)

都市公園内行為許可事項変更許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> (宛先) 八千代市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所又は所在地</div> 申請者 団体名 氏 名 電話番号 八千代市都市公園条例第3条第3項の規定により、次のとおり関係図書を添えて、都市公園内行為許可事項の変更許可を申請します。									
既に許可を受けた行為の概要									
既に受けた許可の年月日及び許可番号									
変更する事項									
変更する理由									
その他									
許 可 決 議				受 付 欄					
部 長	次 長	課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当	年 月 日	起 案	合 議
							年 月 日	決 裁	
							年 月 日	施 行	
備 考									

第6号様式(第4条第2項)

都市公園施設設置(管理)許可事項変更許可申請書									
								年 月 日	
(宛先) 八千代市長									
					住所又は所在地				
					申請者 団体名				
					氏 名				
					電話番号				
八千代市都市公園条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり関係図書を添えて、都市公園の設置(管理)許可事項の変更許可を申請します。									
既に許可を受けた事項の概要									
既に受けた許可の年月日及び許可番号									
変更する事項									
変更する理由									
その他									
許 可 決 議					受 付 欄				
部 長	次 長	課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当	年 月 日起案		合 議
							年 月 日決裁		
							年 月 日施行		
備 考									

第7号様式(第6条第1項)

八千代市指令第 号	
様	
住 所	
年 月 日付申請のあったことについては、八千代市都市公園条例第3条の規定により、次のとおり許可する。	
年 月 日	
八千代市長 印	
都 市 公 園 許 可 書	
目 的	
期 間	
場 所	
管理方法又は内容	
許 可 の 条 件	
備 考	都市公園法及び同法施行令、八千代市都市公園条例及び同施行規則を守り係員の指示に従うこと。

第8号様式(第6条第2項)

都市公園占用許可の表示	
許可の番号	
占用の目的	
占用の期間	
占用の場所	
その他	
占 用 者 住 所 氏 名	

45センチメートル

75センチメートル

備考

白地に黒書とする。

第9号様式(第8条第1項)

八千代市指定管理公園指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

所在地名
団体名
申請者 代表者氏名
担当者名
電話番号



次の八千代市指定管理公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

1 指定を受けたい公園の名称

2 添付書類

第10号様式(第9条第1項)

八千代市指定管理公園指定管理者指定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

次の八千代市指定管理公園の指定管理者に指定したので、通知します。

1 指定した公園の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

第11号様式(第9条第2項)

八千代市指定管理公園指定管理者不指定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 

次の八千代市指定管理公園の指定管理者の指定については、次の理由により指定しませんので、通知します。

1 指定しない公園の名称

2 理由

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第12号様式(第10条第1項第1号)

八千代市市民体育館使用許可申請書

年 月 日

(あて先)

団体名
申請者 住所
氏 名

市民体育館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的							
使用日時	年 月 日		午前・午後		時から		
	年 月 日		午前・午後		時まで		
使用施設	<input type="checkbox"/> 主体育室(全部・3分の2・2分の1・3分の1) <input type="checkbox"/> 小体育室 <input type="checkbox"/> 第1武道室 <input type="checkbox"/> 第2武道室 <input type="checkbox"/> 第3武道室 <input type="checkbox"/> トレーニング・ルーム						
使用予定人数		小学生	中学生	高校生	大学生	一般	合計
	市内						
	市外						
観覧者	無 ・ 有 (人)						
使用責任者	電話						
使用器具							

以下は、主体育室を使用する者のみ記入してください。

使用区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外	
入場料等	徴収する ・ 徴収しない	
放送設備	使用する ・ 使用しない	円
ステージ	使用する ・ 使用しない	円

以下は、アマチュアスポーツ以外に使用する場合のみ記入してください。

営利目的の有無	有 ・ 無	
受付年月日	年 月 日	使用料 円
許可年月日	年 月 日	
許可番号	号	
備考		

注 太枠の中を記入してください。

第13号様式(第10条第1項第2号)

八千代市小体育館使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

団体名
申請者 住 所
氏 名

小体育館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的							
使用日時	年 月 日 午前・午後 時から		年 月 日 午前・午後 時まで				
使用施設	勝田台中央公園小体育館			八千代台近隣公園小体育館			
	<input type="checkbox"/> 主体育室 <input type="checkbox"/> 第1小体育室 <input type="checkbox"/> 第2小体育室			<input type="checkbox"/> アリーナ <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> トレーニング室			
使用予定人数		小学生	中学生	高校生	大学生	一般	合計
	市内						
	市外						
観覧者	無 ・ 有 (人)						
使用責任者	電話						
使用器具							

以下は、勝田台中央公園小体育館の主体育室又は八千代台近隣公園小体育館のアリーナを使用する者のみ記入してください。

使用区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外
入場料等	徴収する ・ 徴収しない

以下は、アマチュアスポーツ以外に使用する場合のみ記入してください。

営利目的の有無	有 ・ 無
---------	-------

受付年月日	年 月 日	使用料
許可年月日	年 月 日	
許可番号	号	
備考		円

注 太枠の中を記入してください。

第14号様式(第10条第1項第3号)

八千代市野球場使用許可申請書

年 月 日

(あて先)

団体名
申請者 住 所
氏 名

野球場を使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的	
使用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで
使用施設	八千代総合運動公園野球場・萱田地区公園野球場
使用区分	市内 小学生 ・ 高校生 ・ 一般 市外 中学生 ・ 大学生 ・ 職業野球
入場料等	徴収する ・ 徴収しない
使用予定人数	人
観覧者	無 ・ 有 (人)
使用責任者	電話

受付年月日	年 月 日	使用料 円
許可年月日	年 月 日	
許可番号	号	
備考		

注 太枠の中を記入してください。

第15号様式(第10条第1項第4号)

八千代市庭球場使用許可申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住所
氏名

庭球場を使用したいので、次のとおり申請します。

使用日時	年 月 日 午前 時から 午後 時まで		
使用施設	八千代総合運動公園	村上第1公園	萱田地区公園
	面	面	面
使用区分	市内 市外	小学生・中学生・高校生・大学生・一般	
使用予定人数	人		
使用責任者	電話		

受付年月日	年 月 日	使用料
許可年月日	年 月 日	
許可番号	号	
備考		円

注 太枠の中を記入してください。

第15号様式の2（第10条第1項第5号）

八千代市多目的広場夜間照明施設使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

住 所

申請者

氏 名

多目的広場夜間照明施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
使用灯数	灯
使用区分	市内・市外
使用予定 人数	人
使用責任者	電話

受付年月日	年 月 日	使用料
許可年月日	年 月 日	
許可番号	号	
備考		

注 太枠の中を記入してください。

第16号様式(第11条第1項第1号)

八千代市市民体育館使用許可書

年 月 日

様



次のとおり使用を許可します。

使用目的							
使用日時	年 月 日 午前・午後		年 月 日 午前・午後		時から		時まで
使用施設	<input type="checkbox"/> 主体育室(全部・3分の2・2分の1・3分の1) <input type="checkbox"/> 小体育室 <input type="checkbox"/> 第1武道室 <input type="checkbox"/> 第2武道室 <input type="checkbox"/> 第3武道室 <input type="checkbox"/> トレーニング・ルーム						
使用予定人数		小学生	中学生	高校生	大学生	一般	合計
	市内						
	市外						
観覧者	無 ・ 有 (人)						
使用責任者	電話						
使用器具							

使用区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外	
入場料等	徴収する ・ 徴収しない	
放送設備	使用する ・ 使用しない	円
ステージ	使用する ・ 使用しない	円

営利目的の有無	有 ・ 無
---------	-------

受付年月日	年 月 日	使用料
許可年月日	年 月 日	
許可番号	号	
備考	円	

第17号様式(第11条第1項第2号)

八千代市小体育館使用許可書

年 月 日

様



次のとおり使用を許可します。

使用目的							
使用日時	年 月 日 午前・午後		年 月 日 午前・午後		時から		時まで
使用施設	勝田台中央公園小体育館			八千代台近隣公園小体育館			
	<input type="checkbox"/> 主体育室 <input type="checkbox"/> 第1小体育室 <input type="checkbox"/> 第2小体育室			<input type="checkbox"/> アリーナ <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> トレーニング室			
使用予定人数		小学生	中学生	高校生	大学生	一般	合計
	市内						
	市外						
観覧者	無 ・ 有 (人)						
使用責任者	電話						
使用器具							

使用区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外
入場料等	徴収する ・ 徴収しない

営利目的の有無	有 ・ 無
---------	-------

受付年月日	年 月 日	使用料
許可年月日	年 月 日	
許可番号	号	
備考		
		円

第18号様式(第11条第1項第3号)

八千代市野球場使用許可書

年 月 日

様

印

次のとおり使用を許可します。

使用目的			
使用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで		
使用施設	八千代総合運動公園野球場・萱田地区公園野球場		
使用区分	市内 市外	小学生 ・ 高校生 ・ 一般 中学生 ・ 大学生 ・ 職業野球	
入場料等	徴収する ・ 徴収しない		
使用予定 人数	人		
観覧者	無 ・ 有 (人)		
使用責任者	電話		

受付年月日	年 月 日	使用料 円
許可年月日	年 月 日	
許可番号	号	
備考		

第19号様式(第11条第1項第4号)

八千代市庭球場使用許可書

年 月 日

様



次のとおり使用を許可します。

使用日時	年 月 日 午前 時から 午後 午後 時まで		
使用施設	八千代総合運動公園	村上第1公園	萱田地区公園
	面	面	面
使用区分	市内 市外	小学生・中学生・高校生・大学生・一般	
使用予定 人数	人		
使用責任者	電話		

受付年月日	年 月 日	使用料 円
許可年月日	年 月 日	
許可番号	号	
備考		

第19号様式の2（第11条第1項第5号）

八千代市多目的広場夜間照明施設使用許可書

年 月 日

様

印

次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
使用灯数	灯
使用区分	市内・市外
使用予定 人数	人
使用責任者	電話

受付年月日	年 月 日	使用料
許可年月日	年 月 日	
許可番号	号	円
備考		

第20号様式(第11条第2項)

<p>個人使用券 No.</p> <p><input type="checkbox"/>小学生・中学生 円</p> <p><input type="checkbox"/>高校生・大学生 円</p> <p><input type="checkbox"/>一般 円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用日</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">まで</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">種目</p>	使用日	年	月	日		使用時間	まで				<p style="text-align: right;">No.</p> <p style="text-align: center;">八千代市市民体育館個人使用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用日</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">まで</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/>小学生・中学生 円</p> <p><input type="checkbox"/>高校生・大学生 円</p> <p><input type="checkbox"/>一般 円</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">種目</p>	使用日	年	月	日		使用時間	まで			
使用日	年	月	日																		
使用時間	まで																				
使用日	年	月	日																		
使用時間	まで																				

第21号様式(第11条第2項)

<p>個人使用券 No.</p> <p><input type="checkbox"/>小学生・中学生 円</p> <p><input type="checkbox"/>高校生・大学生 円</p> <p><input type="checkbox"/>一般 円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">使用日</td> <td style="width: 25%;">年</td> <td style="width: 25%;">月</td> <td style="width: 25%;">日</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td colspan="3">まで</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">種目</p>	使用日	年	月	日	使用時間	まで			<p style="text-align: right;">No.</p> <p style="text-align: center;">八千代市勝田台 中央公園小体育館個人使用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">使用日</td> <td style="width: 25%;">年</td> <td style="width: 25%;">月</td> <td style="width: 25%;">日</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td colspan="3">まで</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/>小学生・中学生 円</p> <p><input type="checkbox"/>高校生・大学生 円</p> <p><input type="checkbox"/>一般 円</p> <p style="text-align: center;">種目</p>	使用日	年	月	日	使用時間	まで		
使用日	年	月	日														
使用時間	まで																
使用日	年	月	日														
使用時間	まで																

第22号様式(第11条第2項)

<p>個人使用券 No.</p> <p><input type="checkbox"/>小学生・中学生 円</p> <p><input type="checkbox"/>高校生・大学生 円</p> <p><input type="checkbox"/>一般 円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用日</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">まで</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">種目</p>	使用日	年	月	日		使用時間	まで				<p style="text-align: right;">No.</p> <p style="text-align: center;">八千代市八千代台 近隣公園小体育館個人使用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用日</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">まで</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;"><input type="checkbox"/>小学生・中学生 円</p> <p style="margin-top: 5px;"><input type="checkbox"/>高校生・大学生 円</p> <p style="margin-top: 5px;"><input type="checkbox"/>一般 円</p> <p style="margin-top: 10px;">種目</p>	使用日	年	月	日		使用時間	まで			
使用日	年	月	日																		
使用時間	まで																				
使用日	年	月	日																		
使用時間	まで																				

第24号様式(第17条)

受 領 書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

住所
返還を受ける者
氏名

次のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時	年 月 日 時 分	
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 工 作 物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状 又 は 特 徴	
	数 量	
(返 還 を 受 け た 金 額)		円

第 2 5 号様式（第 1 9 条）

八千代市都市公園使用料等還付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所又は所在地

申請者 団体名

氏 名

電話番号

次のとおり八千代市都市公園の使用料等の還付を申請します。

都市公園又は有料公園施設	
使用等の期間又は使用日時	
使用等の目的	(行事名・内容)
許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
既納使用料等	円
還付を受けようとする額	円
還付を受けようとする理由	
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込 金融機関： _____ 銀行 _____ 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号： フリガナ 口座名義：
備考	

注 使用料等を納付したことを証する書面を添付してください。

第1号様式（第2条）

（昭49規則56・平7規則1・平11規則41・平30規則24・一部改正）

第2号様式（第3条第1項）

（昭49規則56・平7規則1・平11規則41・平30規則24・令3規則36・一部改正）

第3号様式（第3条第2項）

（昭49規則56・平7規則1・平11規則41・平30規則24・令3規則36・一部改正）

第4号様式（第3条第3項）

（昭49規則56・平7規則1・平11規則41・平30規則24・令2規則15・令3規則36・一部改正）

第5号様式（第4条第1項）

（昭49規則56・平7規則1・平11規則41・平30規則24・一部改正）

第6号様式（第4条第2項）

（昭49規則56・平7規則1・平11規則41・平30規則24・令3規則36・一部改正）

第7号様式（第6条第1項）

（平7規則1・一部改正）

第8号様式（第6条第2項）

（平7規則1・一部改正）

第9号様式（第8条第1項）

（平18規則1・追加，平29規則33・一部改正）

第10号様式（第9条第1項）

（平18規則1・追加，平29規則33・一部改正）

第11号様式（第9条第2項）

（平18規則1・追加，平28規則6・平29規則33・一部改正）

第12号様式（第10条第1項第1号）

（平18規則1・追加）

第13号様式（第10条第1項第2号）

（平18規則1・追加，平25規則19・一部改正）

第14号様式（第10条第1項第3号）

（平18規則1・追加）

第15号様式（第10条第1項第4号）

（平18規則1・追加）

第15号様式の2（第10条第1項第5号）

（平29規則3・追加）

第16号様式（第11条第1項第1号）

（平18規則1・追加，平23規則15・旧第17号様式繰上）

第17号様式（第11条第1項第2号）

（平18規則1・追加，平23規則15・旧第18号様式繰上，平25規則19・一部改正）

第18号様式（第11条第1項第3号）

（平18規則1・追加，平23規則15・旧第19号様式繰上）

第19号様式（第11条第1項第4号）

（平18規則1・追加，平23規則15・旧第20号様式繰上）

第19号様式の2（第11条第1項第5号）

（平29規則3・追加）

第20号様式（第11条第2項）

（平18規則1・追加，平23規則15・旧第22号様式繰上，平29規則33・一部改正）

第21号様式（第11条第2項）

（平25規則19・追加，平29規則33・一部改正）

第22号様式（第11条第2項）

（平18規則1・追加，平23規則15・旧第23号様式繰上，平25規則19・旧第21号様式繰下，平29規則33・一部改正）

第23号様式（第15条）

（平18規則1・追加，平23規則15・旧第26号様式繰上）

第24号様式（第17条）

（平18規則1・追加，平23規則15・旧第27号様式繰上，令3規則36・一部改正）

第25号様式（第19条）

（令2規則15・追加）